

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
1	平成30年6月8日		2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2	システムの機能	変更	本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
2	平成30年6月8日		6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠		変更	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法令改正の変更。
3	平成30年6月8日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報提供・移転	移転先40		新規	(右記の移転先を新たに追加)	福祉保健部 障害者福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
4	平成30年6月8日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報提供・移転	移転先41		新規	(右記の移転先を新たに追加)	福祉保健部 障害者福祉課	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
5	平成30年6月8日	(2) 本人確認情報ファイル	2. 基本情報	記録される項目		変更	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報は住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
6	平成30年6月8日	(2) 本人確認情報ファイル	3. 特定個人情報入手・使用	使用方法		変更	・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機密保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS・都道府県サーバー・全国サーバー)。	・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機密保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS・都道府県サーバー・全国サーバー)。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
7	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	対象となる本人の範囲		変更	区域内の住民	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
8	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	対象となる本人の範囲		変更	当区は法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	当区は通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
9	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	記録される項目		変更	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
10	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報入手・使用	入手の時期・頻度		変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をもとて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じる都度入手する)。	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をもとて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
11	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報入手・使用	本人への明示		変更	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、平成26年11月20日総務省令第85号第35条および第36条に記載されている。	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。
12	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報入手・使用	使用目的		変更	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
13	平成30年6月8日		(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の入手・ 使用	使用目的	変更	<p>既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム 市町村CS又は電子記録媒体 個人番号カード管理システム(機構))。</p> <p>既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム 市町村CS又は電子記録媒体 個人番号カード管理システム(機構))。</p>	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。	

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
14	平成30年6月8日	(3)送付先情報ファイル	3.特定個人情報情報の入手・使用	使用目的情報の突合	変更	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。	
15	平成30年6月8日	(3)送付先情報ファイル	5.特定個人情報情報の提供・移転	提供先1 法令上の根拠	変更	平成26年11月20日総務省令第85号	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。	
16	平成30年6月8日	(3)送付先情報ファイル	5.特定個人情報情報の提供・移転	提供先1 提供先における用途	変更	市区町村から法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市区町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。	
17	平成30年6月8日	(3)送付先情報ファイル	5.特定個人情報情報の提供・移転	提供する情報	変更	個人番号、4情報、その他住民票関係情報	「2.記録される項目」と同じ。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
18	平成30年6月8日	(3)送付先情報ファイル	5.特定個人情報情報の提供・移転	提供する情報の対象となる本人の範囲	変更	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す。)	「2.対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
19	平成30年6月8日	(3)送付先情報ファイル	6.特定個人情報情報の保管・消去	消去方法	変更	保存期間が到来した本人確認情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	保存期間が到来した送付先情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更に当たらない。	
20	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・既存住基システムへ情報登録を行う際、届出内容を複数人で確認し対象者以外の情報入手を防止する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
21	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・住民票の記載等に係る住民基本台帳以外を登録できないことをシステム上で担保する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
22	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク1 その他の措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	来庁者の多い本庁舎については、フロアマネージャーを配置し、来庁者に適切な案内を行う。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
23	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク2 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・システムを利用する職員を限定し、パスワード及び生体認証による本人認証を行う。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
24	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えにくい位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
25	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク4 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	新規	(右記の内容を新たに追加)	セキュリティ対策を審議するため、セキュリティ会議を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
26	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	3.特定個人情報情報の使用	リスク1 宛名システム等における措置の内容	変更	過去に墨田区に住民票の登録があった方が、一度除籍等になった後、再度墨田区に住民票を登録する際、過去の登録情報を引き継ぐ。	宛名番号をキーとして連携することにより、既存システム等で別人の特定個人情報または不必要な特定個人情報が発見されないようシステム上で担保する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
27	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	3.特定個人情報情報の使用	リスク2 ユーザー認証の管理	変更	・システムを利用する必要がある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証とする。	・システムを利用する必要がある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードと生体認証による多要素認証とする。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
28	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	3.特定個人情報情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	アクセス権限管理責任者は、アクセス権限を付与する職員を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1)発効管理:業務に必要な権限のみ申請し、発効管理簿に記録を残す。 (2)失効管理:退職・人事異動情報を確認し、失効申請をし、失効管理簿に記録を残す。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
29	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	3.特定個人情報情報の使用	リスク2 特定個人情報情報の使用の記録	変更	・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に不正な操作の疑いがある場合は、申請書類等との整合性を確認する。	・操作履歴責任者はシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、7年間保管する。 ・本人確認情報の検索に不正な操作の疑いがある場合は、申請書類等との整合性を確認する。 ・操作履歴は業務名、操作者及び操作日時等を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
30	平成30年6月8日	(1)住民基本台帳ファイル	3.特定個人情報情報の使用	リスク3 リスクに対する措置の内容	変更	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。	・操作履歴責任者はシステムの操作履歴(操作ログ)を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
31	平成30年6月8日	(2)本人確認情報ファイル	2.特定個人情報情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・操作者の生体認証を行う。 ・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えにくい位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
32	平成30年6月8日	(2) 本人確認情報ファイル	3. 特定個人情報情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理: 業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2) 失効管理: 退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
33	平成30年6月8日	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク1 死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消去後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消去後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
34	平成30年6月8日	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク3 消去手順	変更	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消去者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消去者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
35	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク3 その他の措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、住民基本台帳ネットワークシステムの必要時、手書き等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。	
36	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・操作者の生体認証を行う。 ・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。	
37	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理: 業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2) 失効管理: 退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
38	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の使用	リスク2 特定個人情報情報の使用の記録	変更	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
39	平成30年6月8日	(3) 送付先情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク3 特定個人情報情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	(右記の内容を新たに追加)	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。	
40	平成30年6月8日	別紙2	項番 8	特定個人情報	変更	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
41	平成30年6月8日	別紙2	項番 11	特定個人情報	変更	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
42	平成30年6月8日	別紙2	項番 16	特定個人情報	変更	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
43	平成30年6月8日	別紙2	項番 53	特定個人情報	変更	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
44	平成30年6月8日	別紙2	項番 108	特定個人情報	変更	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
45	平成30年6月8日	別紙2	項番 117	-	変更		削除	事後	法令改正の変更。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
46	平成30年6月8日	別紙2	項目119 情報照会者 事務 情報提供者 特定個人情報			新規	(右記の内容を新たに追加)	都道府県知事 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 市町村長 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
47	平成30年6月8日	別紙2	項目120			変更		削除	事後	法令改正の変更。	
48	令和1年6月18日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	システムの機能		変更	法務省との連携機能 外国人住民票の記載・修正・削除等を法務省通知・市町村通知で連携する。	出入国在留管理庁との連携機能 外国人住民票の記載・修正・削除等を出入国在留管理庁通知・市町村通知で連携する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
49	令和1年6月18日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	事務実施上の必要性			変更	通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から職権に委任することを予定しており、職権に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から職権に委任することを予定しており、職権に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	省令の施行(平成29年6月1日)による記載変更	
50	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容			変更	法務省情報連携端末	出入国在留管理庁情報連携端末	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
51	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容			変更	法務省	出入国在留管理庁	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
52	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容			変更	法務省通知	出入国在留管理庁通知	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
53	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容			変更	法務省通知入力	出入国在留管理庁通知入力	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
54	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4		変更	4 法務省との連携	出入国在留管理庁との連携	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
55	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4		変更	法務省から、外国人住民の方の資格等の変更情報を、法務省通知として法務省情報連携端末で受け取る。	出入国在留管理庁から、外国人住民の方の資格等の変更情報を、出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
56	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4		変更	法務省通知を既存住基システムに入力する。	出入国在留管理庁通知を既存住基システムに入力する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
57	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4		変更	既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、法務省情報連携端末に出力する。	既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
58	令和1年6月18日	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4		変更	法務省連携端末から、法務省に市町村通知を送付する。	出入国在留管理庁連携端末から、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
59	令和1年6月18日	3 特定個人情報の入手・使用	入手方法	その他		新規	(右記の内容を新たに追記)	出入国在留管理庁連携ネットワーク	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
60	令和1年6月18日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先17		新規	(右記の内容を新たに追記)	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
61	令和1年6月18日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先33		新規	(右記の内容を新たに追記)	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
62	令和1年6月18日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先21		変更	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター-福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更には当たらない。	
63	令和1年12月13日	2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システムの機能			変更	本人確認情報検索 総合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	本人確認情報検索 総合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
64	令和1年12月13日	(別添1)	事務の内容			変更	「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	1 本人確認情報の更新に関する事務 1- 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
65	令和1年12月13日	(別添1)	事務の内容			変更	「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	2 本人確認に関する事務 2- 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。 2 本人確認に関する事務 2- 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
66	令和1年12月13日	(別添1)	事務の内容	「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3- 統合請求から、市町村CSを經由して転入地市町村に対し転出証明書の送信依頼を行う。 3- 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(特定個人情報)を送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3- 統合請求から、市町村CSを經由して転入地市町村に対し転出証明書の送信依頼を行う(特定個人情報を含まない)。 3- 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(特定個人情報)を送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
67	令和1年12月13日	(別添1)	事務の内容	「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	4 本人確認情報検索に関する事務 4- 4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4 本人確認情報検索に関する事務 4- 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
68	令和1年12月13日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先42	新規	(右記の内容を新たに追加)	区民部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
69	令和1年12月13日	(2)本人確認情報ファイル	3 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
70	令和1年12月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(1)住民基本台帳ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	83 旧氏 漢字 84 旧氏 ふりがな	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
71	令和1年12月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(2)本人確認情報ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	37 旧氏 漢字 38 旧氏 外字 39 旧氏 漢字 40 旧氏 外字変更連番	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
72	令和1年12月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(3)送付先情報ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	62 旧氏 漢字 63 旧氏 外字 64 旧氏 漢字 65 旧氏 外字 66 ローマ字 67 ローマ字 旧氏	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
73	令和1年12月13日	(1)住民基本台帳ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	リスク1	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	1) 発生なし 2) 発生あり		事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。	
74	令和1年12月13日	(3)送付先情報ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	リスク3	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不利用となるため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルが短縮期となること、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不利用となるため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルが短縮期となること、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
75	令和1年12月13日	(3)送付先情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	リスク2	リスクに対する措置の内容	変更	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都府、作成・連携することとしてあり、システム上、連携後速やかに(1営業日後)削除する仕組みとする。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都府、作成・連携することとしてあり、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
76	令和1年12月13日	(3)送付先情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		変更	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
77	令和1年12月13日	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先		変更	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6241	墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6100, 5608-6102	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
78	令和2年6月11日	(1)住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退出管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録)を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要となる。	・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退出管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ・「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。	
79	令和2年6月11日	(1)住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	保管期間	変更	・住民票が削除されない限り、情報は保存される。ただし、住民票が削除された場合は、住民基本台帳施行令第34条に定めるとおり、削除された日から5年間となる。	・住民票が削除されない限り、情報は保存される。ただし、改製前の住民票及び削除された住民票は、住民基本台帳施行令第34条第1項に定めるとおり、改製又は削除した日から150年間保管する。 ・住民票の異動届出書は、住民基本台帳施行令第34条第3項に定めるとおり、その受理した日から1年間保管する。	事後	法令改正による変更。	
80	令和2年6月11日	(1)住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	新規	(右記の内容を新たに追加)	・保管期間を過ぎた住民基本台帳ファイルはシステムにて自動的に消去する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらないため。	
81	令和2年6月11日	(2)本人確認情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退出管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録)を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退出管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録)を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。	
82	令和2年6月11日	(2)本人確認情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	保管期間	変更	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
83	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。	
84	令和2年6月11日	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	特定個人情報情報の正確性確保の措置の内容	変更	・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、特定個人情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容については、その誤を廃し、法令等により定められた期間保管することとする。	・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については「個人番号カード法令」により定められた期間保管することとする。	事後	名称の変更等形式的な変更のため、重要な変更当たらない。	
85	令和2年6月11日	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	物理的対策	変更	・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。	・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。	
86	令和2年6月11日	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消滅後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消滅後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	
87	令和2年6月11日	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	物理的対策	変更	・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。	・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。	
88	令和2年6月11日	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消滅後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消滅後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	
89	令和2年6月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	-	変更	なお、の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、一部事務については、機構に事務を委任する。	なお、の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード法令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正による変更。	
90	令和2年6月11日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2	システムの機能	変更	送付先情報通知個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	送付先情報通知個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令改正による変更。	
91	令和2年6月11日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	事務実施上の必要性		変更	(3) 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて交付先情報に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することが認められており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供し、(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	(3) 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて交付先情報に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード法令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することから認められており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供し、(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正による変更。	
92	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	対象となる本人の範囲	変更	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、明法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送信者全員に送付する必要がある。当区は通知カード及び個人番号カード法令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード法令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書による番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所有者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。当区は個人番号カード法令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正による変更。	
93	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	【○】その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報)	【○】その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	法令改正による変更。	
94	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	記録される項目 その妥当性	変更	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード法令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先情報に記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード法令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報に記録する必要がある。	事後	法令改正による変更。	
95	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	法令改正による変更。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
96	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	本人への明示	変更	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、通知カード及び個人番号カード省令第5条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	区が機構へ個人番号通知書などの送付先住所を通知することについて、個人番号カード省令第5条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	事後	法令改正による変更。	
97	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	使用目的	変更	通知カード及び個人番号カード省令第5条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第5条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正による変更。	
98	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	使用方法	変更	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書の印刷及び交付事務を個人番号カード省令第5条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対して提供する(既存住基システム、市町村CS又は電子記録媒体、個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書の印刷及び交付事務を個人番号カード省令第5条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対して提供する(既存住基システム、市町村CS又は電子記録媒体、個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正による変更。	
99	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	法令上の根拠	変更	通知カード及び個人番号カード省令第5条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第5条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正による変更。	
100	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	提供先における用途	変更	市区町村から通知カード及び個人番号カード省令第5条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市区町村から個人番号カード省令第5条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正による変更。	
101	令和2年6月11日	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	時期・頻度	変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じる都度、入手する。)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	法令改正による変更。	
102	令和2年6月11日	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報情報が正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	変更	窓口において、対面にて、通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同条第17条)や写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を受け、本人確認を行う。	窓口において、対面にて、個人番号カード(同条第17条)や写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を受け、本人確認を行う。	事後	法令改正による変更。	
103	令和2年6月11日	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報情報が正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合は、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合は、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	法令改正による変更。	
104	令和2年6月11日	(2) 本人確認情報ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報情報が正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合は、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合は、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	法令改正による変更。	
105	令和3年3月31日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	移転先8 移転先における用途	変更	(右記の内容を新たに追加)	児童扶養手当支給事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
106	令和3年3月31日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	移転先13 移転先における用途	変更	児童手当支給事務	児童手当支給事務又は特例給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
107	令和3年3月31日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先25 移転先名称	変更	子ども・子育て支援部 子ども施設課	子ども・子育て支援部 子ども施設課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
108	令和3年3月31日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先43 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課、向島保健センター、本所保健センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人以上10万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
109	令和3年3月31日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先44 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課、向島保健センター、本所保健センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 結核患者の医療費の助成に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人以上10万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
110	令和3年3月31日	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先45 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 結核患者の医療費の助成に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
111	令和3年3月31日	(1)住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	保管場所	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室は、警備員などにより顔写真入り身分証明書と事前申請との照合を行う。 特定個人情報情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前		
112	令和3年3月31日	(1)住民基本台帳ファイル	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前		
113	令和3年3月31日	(1)住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出する旨がないよう、警備員などにより確認している。	事前		
114	令和3年3月31日	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発	具体的な方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規発着時)実施することとしている。	事前		
115	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4.6 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
116	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4.7 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人以上10万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
117	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4.8 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
118	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4.9 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子ども施設課、子育て支援総合センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども、子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 10万人以上100万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
119	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先5.0 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区児童養育施設ホームヘルプサービスの派遣に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
120	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先5.1 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区緊急一時保育実施要綱による緊急一時保育の実施に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
121	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先5-2 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の数 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区子育てひろば条例による保育室の利用に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。		
123	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先5-3 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の数 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 墨田区子どもサポートステイ事業実施要綱による子どもサポートステイ事業の利用に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。		

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
123	令和3年6月10日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先54 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の数 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部保健衛生担当 保健計画課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人以上10万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
124	令和4年3月23日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠		変更	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
125	令和4年3月23日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	提供先1	変更	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
126	令和4年3月23日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	法令上の根拠	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
127	令和4年3月23日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	提供先における用途	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二に定める事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二に定める事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
128	令和4年3月23日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先38 移転先における用途	変更	生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護程度に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護程度に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
129	令和4年3月23日	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先55 移転先名称 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の数 移転する情報の対象となる本人の範囲 移転方法 時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課、福祉保健部 厚生課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) 1万人以上10万人未満 区域内の住民 庁内連携システム 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
130	令和4年6月16日	(1)住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
131	令和4年6月16日	(1)住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 特定個人情報消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 特定個人情報消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後		
132	令和5年6月26日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム	システム1	他のシステムとの接続	新規	(右記の内容を新たに追加)	【○】その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
133	令和5年6月26日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム	システム5		新規	(右記の内容を新たに追加)	システムの名称 サービス検索・電子申請機能 システムの機能 【住民向け機能】 自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方方向団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 他のシステムとの接続 【○】既存住民基本台帳システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
134	令和5年6月26日	3. 特定個人情報情報の入手・使用	入手方法		新規	(右記の内容を新たに追加)	【○】その他 (サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
135	令和5年6月26日	別紙1 (別添1)事務の内容		(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)	変更		図の変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4)変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
136	令和5年6月26日	別紙1	(別添1)事務の内容	(備考)		変更	<p>1 住民異動に伴う本人確認情報の更新に関する事務(出生・転入・転出・死亡・個人番号の生成等)</p> <p>1- 区民から、出生や転入等の届出を受け付ける。</p> <p>1- 職員がデータを入力し、既存住居システム上の住民基本台帳ファイルを更新する。</p> <p>1- 市町村CS、都道府県サーバー、地方公共団体情報システム機構の順に本人確認情報を更新する。</p> <p>1- 機構に対し、既存住居システムから市町村CSを通じ、当該区民の個人番号の生成要求を行う。</p> <p>1- 機構から、市町村CSを通じ、既存住居システム当該区民の個人番号の生成要求を行う。</p> <p>1- 転入時に既存住居システムを更新すると、転入通知情報が市町村CSを通じて他市町村へ送信される。また、墨田区から転出した後、他市町村に転入した際は、転入通知を受信する。</p> <p>1- 既存住居システムを更新すると宛名管理システムの宛名情報を更新する。</p> <p>1- 既存住居システムを更新すると団体内統合宛名管理システムの情報を更新する。</p> <p>2 住民票の写し等の発行</p> <p>2- 区民から、住民票等の交付申請を受ける。</p> <p>2- 職員は既存住居システムを検索し、住民票を発行、交付する。</p> <p>3 個人番号カードによる転入の受付(特例転入)</p> <p>3- 区民から、特例転入の届出を受け付ける。</p> <p>3- 職員は市町村CSを操作し、他市町村から転出証明書を取得する。</p> <p>3- 既存住居システムに転出証明書情報を、市町村CSから取得する。以下は、転入時の流れと同様。</p> <p>4 出入国在留管理庁との連携</p> <p>4- 出入国在留管理庁から、外国人住民の方の資格等の変更情報を出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る。</p> <p>4- 出入国在留管理庁通知を既存住居システムに入力する。</p> <p>4- 既存住居システムから、住居地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力する。</p> <p>4- 出入国在留管理庁連携端末から、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する。</p> <p>5 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務</p> <p>5- 中間サーバーで処理番号と個人番号のペアデータを生成し、団体内統合宛名システムを通じ、既存住居システムに符号取得要求する。</p> <p>5- 既存住居システムから、市町村CSを通じ、地方公共団体情報システム機構に符号取得要求する。</p> <p>5- 地方公共団体情報システム機構から、情報提供ネットワークシステムに要求し、符号を作成する。</p> <p>5- 情報提供ネットワークシステムを通じ、中間サーバーに符号を通知する。</p>	<p>1 住民異動に伴う本人確認情報の更新に関する事務(出生・転入・転出・死亡等)</p> <p>1- 区民から、転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付ける。</p> <p>1- 届出等に基づき異動情報を入力する。</p> <p>1- 入力情報に基づき、住民基本台帳ファイルを更新する。</p> <p>1- 既存住居システムを更新すると団体内統合宛名管理システムを更新する。</p> <p>1- 既存住居システムを更新すると宛名管理システムを更新する。</p> <p>1- 市町村CS、都道府県サーバー、地方公共団体情報システム機構の順に本人確認情報を更新する。</p> <p>1- 転入時に既存住居システムを更新すると、転入通知情報が市町村CSを通じて他市町村へ送信される。また、墨田区から転出後、他市町村に転入した際は転入通知を受信する。</p> <p>1- マイナンバーカードによる転入届があった場合、他市町村から転出証明書情報を取得する。</p> <p>1- 本人確認情報等に変更等があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを更新する。</p> <p>1- 更新されたファイルを都道府県サーバーに通知し、都道府県サーバーを経由して全国サーバと連携する。</p> <p>1- 住民基本台帳の正確性を確保するため、所在不明者の実態調査を行う。</p> <p>2 住民票の写し等の発行</p> <p>2- 区民から住民票等の交付申請を受ける</p> <p>2- 職員は既存住居システムを検索し、住民票等を発行、交付する</p> <p>3 出入国在留管理庁との連携</p> <p>3- 出入国在留管理庁から外国人住民の資格等の変更情報を出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る</p> <p>3- 既存住居システムから住居地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力し、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する</p> <p>4 マイナンバー</p> <p>4- マイナンバーカード所有者が、マイナンバー及び送付先情報で転出届と転入予約のを行う</p> <p>4- マイナンバーを通じて届いたデータを既存住居システムに連携する</p> <p>5 個人番号に関する事務</p> <p>5- 個人番号の付番及び変更に伴い個人番号通知書を送付し、区民からの請求に基づき個人番号カードを交付する</p> <p>5- 区民からの請求に基づき個人番号を変更する</p> <p>6 戸籍連携</p> <p>6- 戸籍附票情報を更新すると市町村CSの附票本人確認情報を更新する</p> <p>6- 転入時に既存住居システムを更新すると、附票通知情報が市町村CSを通じて他市町村へ送信される</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	